

第9章 手回り品

(手回り品及び持込禁制品)

第177条 旅客は、第178条または第179条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害をおよぼすおそれがあるもの。
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
- (4) 死体。
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの。または第178条第3項に規定する身体障害者補助犬もしくは盲導犬または第179条第2項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの。
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの。

2 旅客が、手回り品中に危険品または前項ただし書第2号の規定による物品を収納している疑いがあるときは、その旅客の立会を求め、手回り品の内容を点検することがある。

3 前項の規定により手回り品の内容の点検を求めた場合、これに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。

(参考)

持込禁制品

鉄道運輸規程第23条

手回り品（手荷物）の内容点検

鉄道営業法 第10条

(危険品の適用除外の物品)

第177条の2 前条第1項第1号の規定にかかわらず、別表第4号に定める危険品のうち、社会通念上日常的用途に相当すると認められる物品及び量であり、かつ不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行

われたものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、可燃性液体そのものは除く。

(無料手回り品)

第 178 条 旅客は、第 179 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が、250 センチメートル以内のもので、その重量が 30 キログラム以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。

ただし、長さ 2 メートルを超える物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車及びサーフボードについては、次の各号に該当する場合に限り、車内に持ち込むことができる。

(1) 自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したものまたは折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの。

(2) サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの。

3 旅客は、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、次の各号の一に該当する犬を無料で車内に随伴させることができる。

(1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 条）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬。ただし、同法第 12 条に規定された表示を行い、旅客が身体障害者補助犬認定証を所持する場合に限る。

(2) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 14 条第 1 項にいう政令で定める盲導犬。ただし、盲導犬がハーネス（引具）をつけ、旅客が盲導犬使用者証を所持している場合に限る。

(注) 旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバック・ショルダーバック等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

(有料手回り品及び普通手回り品料金)

第 179 条 旅客は、小犬・猫・はとまたはこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であって、次の各号に該当するものは、持込区間・持込日その他持込みに関する必要事項を申し出たうえで、当社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

(1) 長さ 70 センチメートル以内、最小の立方形の長さ、幅及び高さの和が 120 センチメートル程度の容器に収納したもので、かつ、他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるもの。

(2) 容器に収納した重量が 10 キログラム以内のもの。

2 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに、1 個について 290 円を支払うものとする。ただし、瀬戸線各駅と瀬戸線以外の当社線各駅相互間を利用する場合、他社線の前後の当社線区間は線路が連続したものとして 1 乗車とみなす。

第 180 条 (削除)

(普通手回り品切符)

第 181 条 第 179 条の規定により普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符またはこれに代わる証拠票を交付する。

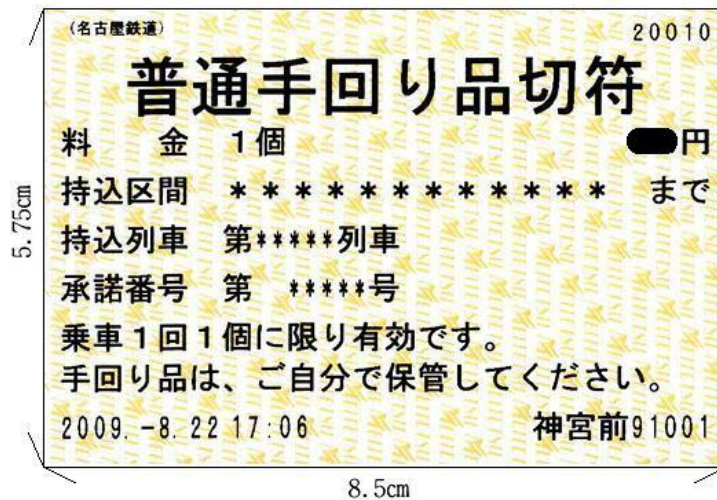
2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

(1) 連絡用

(名古屋鉄道)	N ^o 00000
普通手回り品切符	
料 金 1個	290円
持込区間まで
持込列車 第.....列車	承諾番号 第.....号
乗車1回1個に限り有効です。 手回り品は、ご自分で保管してください。	
持込月日 20.....年.....月.....日()発行

着色 (表) 淡黄色 (裏) 白色

(2) 社線内窓口発行機用



着色 (表) 淡黄色 (裏) 黒色

(備考) 紙質は、感熱紙 135KR とする。

(注) 「普通手回り品切符に代る証票」とは、第 104 条に規定する入缺式補充片道乗車券または第 119 条に規定する車内補充券をいう。以下同じ。

(普通手回り品切符の使用条件)

第 182 条 普通手回り品切符またはこれに代る証票は、切符または証票に表示された条件に従って、当該有料手回り品を車内に持ち込む場合に限り有効とする。ただし、途中下車をしたときは、その効力を失う。

2 普通手回り品切符またはこれに代る証票は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示してその適宜の箇所に改札日付印による押印を受けた後、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示し、途中下車または下車の際に、これを係員に引き渡さなければならない。

第 183 条 (削除)

第184条 (削除)

(持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置)

第185条 旅客が、第177条第1項ただし書の規定による車内に持ち込むことができない物品、または第178条の規定による持込制限をこえる物品を会社の承諾を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次各号により料金及び増料金を収受する。

(1) 第177条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき

普通手回り品料金及びその10倍に相当する増料金を収受するほか危険品にあつては、次によって計算した料金を合せて収受する。

ア 別表第4号に定める火薬類	1キログラムにつき	1,000円
イ その他の危険品	同	300円

(2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだとき

普通手回り品料金及びその2倍に相当する増料金を収受する。ただし、増料金は、旅客が物品の無賃運送を図り普通手回り品料金を免れる意志が明らかであるときに限って収受する。

2 着駅において、旅客が第177条第1項ただし書及び第177条の2の規定による車内に持ち込むことのできない物品、または第178条の規定による持込制限をこえる物品を、会社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前第2項の規定を準用する。

(参考)

持込禁制品・制限外手回り品を

持ち込んだ場合の処置 鉄道運輸規程第24条

同 第25条

物品の無賃運送を図った場合

の処置 同 第35条

危険物持込に関する罪 鉄道営業法第31条

(持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置)

第 186 条 旅客が、第 177 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。

(参考)

持込禁制品を持ち込もうとした

場合の処置

鉄道運輸規程第 24 条

(旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置)

第 187 条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により物品の無賃運送を図った場合は、無賃運送を図った者に対し、当該物品の運送区間について第 185 条第 1 項第 1 号の規定を準用する。

(参考)

物品の無賃運送を図った場合の処置 鉄道運輸規程第 35 条

(手回り品の保管)

第 188 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負うものとする。

(参考)

手回り品の保管責任 鉄道運輸規程第 23 条

手回り品 (引渡しを受けない手荷物)

に対する賠償責任 商 法第 592 条

第 189 条 (削除)